

池田市北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の 区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正（案） についてのパブリックコメント

1. 実施内容

趣旨

本市では、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づき、国道176号の沿道地区（以下「本地区」といいます。）の地区計画を定める池田市北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画（以下「本都市計画」といいます。）を定めています。また、本都市計画に定める地区計画においては、地区整備計画として、本地区内の建築物の敷地、構造等に関する事項を定めているところ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定に基づき、これら事項に関する制限について、池田市北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成24年池田市条例第3号）により定めています。

この度、本都市計画に定める地区計画において、本地区内の用途地域の変更を行うとともに、この変更に応じて、本地区内の建築物の用途に関する事項を定め、また、建築物の建蔽率及び容積率並びに高さに関する事項の見直しを行うため、本都市計画の変更の手続として、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和7年7月23日に池田市都市計画審議会の議を経たところで、これから本都市計画の変更を決定し、令和8年3月31日付けの施行を予定していますので、本条例の一部改正により建築物の制限及びその違反に対する罰則の整備が必要になります。

つきましては、条例の一部改正に向けて、広く市民等の皆様の意見を伺うため、パブリックコメント手続を実施いたしました。

提出期間

令和7年12月1日（月）～令和7年12月22日（月）（郵送の場合は必着）

提示資料

池田市北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正（案）の概要

2. 意見提出状況とご意見に対する本市の考え方

意見提出状況

提出者数 0名

提出件数 0件

パブリックコメントに対する本市の考え方

市民等の皆様のご意見を募集しましたが、パブリックコメントとしてのご意見はありませんでした。

3. 問合せ

まちづくり環境部都市政策課（TEL 072-754-6262）